

議案第48号

新座市施設等利用費の支給の対象となる特定子ども・子育て支援を提供する認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新座市施設等利用費の支給の対象となる特定子ども・子育て支援を提供する認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年新座市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（家庭保育室等の健康管理及び安全確保）</p> <p>第9条 家庭保育室等に係る健康管理及び安全確保の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p><u>(17) 小学校就学前子どもの送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他の利用の態様を勘案してこれと同程度に小学校就学前子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）が日常的に運行されているときは、当該自動車にブザーその他の車内の小学校就学前子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（小学校就学前子どもの降車の際に限る。）が行われていること。</u></p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p><u>(23) 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されているとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自</u></p>	<p>（家庭保育室等の健康管理及び安全確保）</p> <p>第9条 家庭保育室等に係る健康管理及び安全確保の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。</p>

動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供されていること。

24 [略]

25 [略]

26 [略]

(ベビーシッター派遣事業等についての準用)
第16条 第4条第3号及び第4号、第7条(第5号及び第12号を除く。)及び第9条(第2号、第3号、第5号、第6号及び第17号を除く。)の規定は、ベビーシッター派遣事業等について準用する。この場合において、第7条第2号中「配慮された保育の計画が定められ」とあるのは「配慮され」と、同条第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、同条第6号中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、第9条第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同条第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し、指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同条第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同条第23号中「の見やすいところに掲示され」とあるのは「に対し書面等により示され」と読み替えるものとする。

(ベビーシッター等についての準用)
第17条 第4条第3号及び第4号、第7条(第5号、第6号後段、第9号及び第12号を除く。)、第9条(第2号、第3号、第5号、第6号及び第17号を除く。)及び第13条から第15条までの規定は、ベビーシッター等(認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする施設であって、ベビーシッター派遣事業等以外のものをいう。)について準用する。この場合において、第7条第2号中「配慮された保育の計画が定められ」とあるのは「配慮され」と、同条第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、第9条第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同条第4号中「採用時及び1年」とあるのは「1年」と、同条第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し、指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同条第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同条

23 [略]

24 [略]

25 [略]

(ベビーシッター派遣事業等についての準用)
第16条 第4条第3号及び第4号、第7条(第5号及び第12号を除く。)及び第9条(第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。)の規定は、ベビーシッター派遣事業等について準用する。この場合において、第7条第2号中「配慮された保育の計画が定められ」とあるのは「配慮され」と、同条第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、同条第6号中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、第9条第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同条第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し、指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同条第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同条第22号中「の見やすいところに掲示され」とあるのは「に対し書面等により示され」と読み替えるものとする。

(ベビーシッター等についての準用)
第17条 第4条第3号及び第4号、第7条(第5号、第6号後段、第9号及び第12号を除く。)、第9条(第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。)及び第13条から第15条までの規定は、ベビーシッター等(認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする施設であって、ベビーシッター派遣事業等以外のものをいう。)について準用する。この場合において、第7条第2号中「配慮された保育の計画が定められ」とあるのは「配慮され」と、同条第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、第9条第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同条第4号中「採用時及び1年」とあるのは「1年」と、同条第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し、指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同条第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同条第22号中「の見や

第23号中「の見やすいところに掲示され」とあるのは「に対し書面等により示され」と、同条第26号中「職員及び保育」とあるのは「保育」と、第13条第2号中「全ての者（採用した日から1年を超えていない者を除く。）」とあるのは「全ての者」と読み替えるものとする。

すいところに掲示され」とあるのは「に対し書面等により示され」と、同条第25号中「職員及び保育」とあるのは「保育」と、第13条第2号中「全ての者（採用した日から1年を超えていない者を除く。）」とあるのは「全ての者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年5月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

家庭保育室等に係る安全確保の基準を改めたいので、この案を提出するものである。